答申

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長(以下「実施機関」という。)が2022(令和4)年2月7日付け伊住宅第868号により行った非公開決定(以下「本件決定」という。)はこれを取り消し、縮尺及び寸法を除く部分を公開すべきである。

第2 審査請求の経緯

- 1 審査請求人は、令和4年1月27日、伊賀市情報公開条例(平成16年11月1日条例 第15号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「大 土団地平面図」について、行政情報公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 実施機関は、本件請求に係る行政情報として、平成10年3月実施の耐震診断結果報告書に添付されている平面図(以下「本件平面図」という。)を特定した上で、その情報は「伊賀市情報公開条例第7条第4号、公にすることにより人の生命、身体又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるとの理由を付して、2022(令和4)年2月7日付け伊住宅第868号により審査請求人に行政情報非公開決定通知書を送付した。
- 3 審査請求人は、令和4年2月10日、本件決定を不服として、実施機関に対して審査 請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年2月21日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の本件決定に対する意見

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 本件請求において公開を求めた本件平面図は住宅の間取り図であって、民間において多く公開されているだけでなく、公営住宅においても他の自治体においても多く公開されており、実施機関が主張する「公にすることにより人の生命、身体又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの」には該当しない
- 2 実施機関が弁明書で主張する「従来から市営住宅の間取りに関する図面を公開して いないこと」は条例に定める非公開事由に該当しない。

3 本件請求は、対象となっている団地の修繕工事の発注が不適切な契約事務である疑いから生じたものであり、不自然な非公開決定は、不適切な契約手続きとも関連しているのではないかと感じる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

- 1 審査請求人が主張する、一般的に公開されている図面は、いわゆる間取り図であり、本件平面図のような建築図面としての平面図は異なるものである。建築図面としての平面図には正確な縮尺や詳細な寸法などが記載されており、本件請求の対象である大土団地は既に居住されている人もいることから、公開により空き巣等犯罪に悪用される恐れがあると判断した。
- 2 これまで間取りに関する図面を公開していなかったのも、誰でも閲覧できる状態で あれば、空き巣等犯罪に悪用される恐れがあると判断したためである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

審査請求人は、審査請求の理由の1つに、不適切な契約事務との関連性を挙げているが、当審査会は公開決定の妥当性について調査・審議する機関であり、契約事務の適切性を判断する立場にはない。したがって、当審査会は実施機関が主張する非公開とした理由が妥当であるか否かの判断を行うものである。

2 本件文書の公開の可否について

実施機関が特定した本件平面図に関し、条例第7条第4号の該当性について検討する。同号は、「公にすることにより、人の生命、身体又は社会的な地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」を非公開とすると規定しており、実施機関は「縮尺・寸法等が記載されていることにより、空き巣等の犯罪に悪用される恐れがあること」をその具体的な理由としている。

本件平面図には縮尺・寸法等が記載されており、①行政情報公開請求がその請求者や目的を問わず可能であること、②本件請求の対象情報として実施機関が特定したものは大土団地の一般的な平面図であるが、これと同一の縮尺・寸法等で建てられた住居において現に居住している者も多数存在している団地であること、の2点を考慮すると、当該部分を公開することにより空き巣等の侵入経路の特定に利用され、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であると認められる。

しかしながら、各部屋の配置を示した図は、民間のみならず公営住宅においても多く

公開されているものであり、広く公開を予定されている情報であるといえる。したがって、各部屋の配置を示した図を公開することによる「公共の安全と秩序の維持に支障を 及ぼすおそれがある」事由は認められない。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
令和4年2月21日	諮問書受理
	審議
令和4年4月19日	実施機関からの意見聴取
	異議申立人の意見陳述
令和4年5月13日	審議
令和4年8月2日	答申